

ID: 159

担当部署: 町民生活課

処分の概要	特別療養費の支給		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第54条の3第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第54条の3第1項の規定による。 (特別療養費) 第54条の3 市町村及び組合は、世帯主又は組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、当該世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日